

## 水・大気環境局自動車環境対策課

## 1．事業の概要

エネルギー効率が高く、CO<sub>2</sub>の排出が少ない低公害車の導入を積極的に推進していくことは、自動車部門における環境対策、特にCO<sub>2</sub>排出抑制に大きな効果が得られるものである。

現在、運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量は、1990年度比で約20%増加しており、京都議定書目標達成計画に定める目標達成のためには、地域への低公害車の導入を加速させることが必要不可欠である。

特に、1台当たりのCO<sub>2</sub>排出量が多い車両総重量3.5t超の重量車に、エネルギー効率に優れた低公害車を導入することで、大きな削減効果が見込まれる。

また、平成21年度以降、市場投入が予定されている電気自動車の導入を促進することで、さらなるCO<sub>2</sub>排出削減を図ることができる。

さらに、究極の低公害車と言われる燃料電池自動車をはじめ、ジメチルエーテル(DME)自動車、水素自動車の次世代低公害車については、今後の一層の普及を促進する必要がある。

については、車両総重量3.5t超の重量車である低公害車や3.5t以下の電気自動車、次世代低公害車を導入する際に、導入費用の一部補助を行うことで、一層のCO<sub>2</sub>及び大気汚染物質排出量の削減を図る。

## 2．事業計画

地方公共団体及び第三セクターが行う、  
車両総重量3.5t超の低公害車の導入事業(購入、リース)  
次世代低公害車の導入事業(リース)  
車両総重量3.5t以下の電気自動車の導入事業(リース)  
に対して、その費用の一部を補助する。

<補助率> 通常車両価格との差額の1/2  
導入(リース)費用の1/2  
導入(リース)費用(初年度分に限る)の1/2

## 3．施策の効果

低公害車、次世代低公害車の導入により、自動車から排出されるCO<sub>2</sub>や大気汚染物質を削減するとともに、電気自動車の初期需要創出による価格低減を図る。

# 低公害車普及事業

## 車両総重量3.5t超の車両に 低公害車を導入する事業

(電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車)



塵芥車 等

## 次世代低公害車を導入する事業



燃料電池自動車



水素自動車



DME自動車

## 車両総重量3.5t以下の電気自動車を リース導入する事業

拡 充



地方公共団体等による導入に対して補助

通常車両との価格差の1/2

< 補助率 >

リース料の1/2

については、  
初年度分に限る